

(案)

資料 2

平成 26 年月日

豊田市長 太田稔彦様

豊田市廃棄物処理施設等審査会
会長 大東憲二

豊田市廃棄物処理施設等審査会意見について

平成 26 年 1 月 9 日付けで株式会社相建から申請のあった産業廃棄物処理施設設置変更許可申請について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 2 の 6 第 2 項で準用される第 15 条の 2 第 3 項の規定により、生活環境の保全に関する意見を別紙のとおり提出します。

株式会社相建から提出された産業廃棄物処理施設設置変更許可申請について、現時点において明らかになっている事業計画の内容を前提として、生活環境保全上の見地から慎重に検討を行った。

その結果、当該産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める技術上の基準に適合しており、同法に定める周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について適切な配慮がなされたものであると認められる。

なお、事業者は、申請書に記載された計画を遵守することはもとより、下記の事項に配慮して事業を実施されたい。

記

- 1 えん堤の築造、覆土の施工は、品質の良い材料を使用し、十分に締固めを行うこと。
- 2 廃棄物の埋立ては、十分に締固めを行うこと。また、斜面を日常点検し、異状を発見した場合は、速やかに対策を講じること。
- 3 廃棄物の埋立前の検査は、徹底して行うこと。浸透水の水質検査については、適正に行い、異状が認められた場合は、速やかに原因を究明し、対策を講じること。
- 4 騒音については、埋立作業に使用する機材及び車両の運転管理を適正に行い、低減に努めるとともに、万一苦情が発生した場合は、誠実に対応すること。
- 5 埋立作業に使用する機材の使用及び車両の走行に伴う粉じんについては、周辺に飛散しないよう、必要に応じて、事業場内の散水や車両のタイヤの洗浄を行うこと。
- 6 施設の維持管理に関する情報や施設については、積極的な公開等を行い、地域住民の信頼を得るように努めること。